ネーミングライツ・パートナー契約書（案）

国立大学法人千葉大学（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は，甲が管理する大学会館１階フードコート１（以下「本施設」という。）に係る事業者等の名称，商標名，ロゴ，シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を設定する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関して，次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本契約は，ネーミングライツに基づく別称等の命名について，基本的な事項を定め，円滑な遂行を図ることを目的とする。

２ 甲は，甲の教育研究環境の向上を図るため，本施設のネーミングライツ事業を実施し，乙は，その趣旨及び目的に賛同して，ネーミングライツに係る対価（以下「命名権料」という。）を支払い，ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第２条 甲は，乙に対して，本契約に定めるところにより以下の本施設のネーミングライツを付与する。

　ただし，甲は，本施設の正式名称は変更しないものとし，必要に応じて正式名称を併用することができる。

別称等：○○○○○

２ 甲は，前項の別称等を積極的に使用しなければならない。

３ 本契約の有効期間内において，乙は別称等を変更することはできない。ただし，甲が特に必要と認めるときは，この限りではない。

（別称等の看板等の設置）

第３条 乙は，甲と協議のうえ，本施設及び甲の構内に新たに別称等の看板等（以下「看板等」という。）を設置することができる。

２ 前項に定める場合のほか，乙は，甲が設置した本施設及び甲の構内の看板等について，変更することを申し入れることができる。

３ 前２項に定める看板等の内容（デザインや大きさ等），設置箇所及び掲示方法等については，甲乙協議のうえ決定するものとする。

４ 第１項及び第２項に定める看板等の設置及び変更は乙が実施するものとし，その費用は乙が負担するものとする。

５ 第１項に定める看板等の所有権は乙に帰属し，第２項に定める看板等の所有権は甲に帰属するものとする。

６ 本契約の有効期間の終了又は解除したときは，甲が指定する日までに，乙の費用負担により原状回復するものとする。

７ 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合，甲は，乙の同意を得ることなく原状回復を行い，その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において，乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（看板等の管理）

第４条 前条第１項及び第２項に定める看板等の修繕等，維持管理に要する費用については，乙が負担する。また，当該看板等により第三者に損害が生じた場合の責任は，乙が負うものとする。

（ネーミングライツに付帯する諸権利等）

第５条 甲が，本契約に基づき乙に提供する諸権利等は，次に掲げるとおりとする。

一 甲は，甲が管理する出版物やホームページ等を通じて，別称等の普及と定着に努力す

る。

二 乙は，本施設のネーミングライツが付与されていることを，乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。

三 前各号に定めるもののほか，乙が応募時に提案した条件については，甲が書面により許可した場合に限り，これを認める。

（契約期間）

第６条 本契約の有効期間は，令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

２ 別称等の使用期間は前項の本契約期間と同様とし，使用期間の終了の日までに，本契約が終了した場合は，別称等の使用期間も終了する。

（命名権料）

第７条 本契約に基づく命名権料は，年額●,●●●,●●●円（うち消費税及び地方消費税額○○ ○円）とする。ただし，事業年度（当年４月１日から翌年３月３１日までをいう）の途中に契約を締結した場合は，月割りをもって当該事業年度の命名権料とする。なお,１月未満の端数があるときは1月として計算する。

2　乙は，甲が発行する請求書により，以下に定める各事業年度の命名権料を以下に定める納入期限までに納付しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業年度 | 命名権料 | 納入期限 |
| 令和　年度 | ●,●●●,●●●円 | 令和　年　月　　日 |
| 令和　年度 | ●,●●●,●●●円 | 令和　年　月　　日 |
| 令和　年度 | ●,●●●,●●●円 | 令和　年　月　　日 |
| 令和　年度 | ●,●●●,●●●円 | 令和　年　月　　日 |

3 乙が，前項に規定する日までに命名権料を納付しないときは，その翌日から納入の日までの日数に応じ，年３％の割合で計算した金額を損害遅延金として支払わなければならない。

（知的財産権の無償使用）

第８条 乙が，別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては，乙は，甲がこれを無償で使用することを認める。

２ 標示された別称等が第三者の知的財産権を侵害した場合には，乙は自らの責と負担においてこれを解決し，甲には一切迷惑をかけないものとする。

（損害賠償）

第９条 甲及び乙は，その責めに帰すことができない事由による場合を除き，本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり，相手方に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。

（契約解除）

第１０条 甲は，次の各号いずれかの事実が生じた場合は，第６条第１項に定める契約期間中であっても，本契約を解除することができる。

一 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

二 乙が，法令及び本学の規則等に違反し，その他本事業の趣旨及び目的にふさわしくな

い行為をしたとき。

三 乙の都合により，本契約に定める義務の履行が困難となったとき。

四 その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

２ 乙が前項第三号により，本契約を解除するときは，希望する契約解除日の１ヶ月前までに，所定の申出書により甲に申し入れなければならない。

3 第1項の規定によりネーミングライツ事業に係る契約を解除した場合においても，乙は,解除の日を含む当該年度の命名権料の支払い義務を負うものとする。ただし,乙の責めに帰すことができない事由により契約の解除を行うときは,その限りではない。

４ 前項ただし書きの場合，既に命名権料が納入されているときは,残る契約期間に相当する命名権料は月割りをもって返還するものとする。なお,１月未満の端数があるときは1月として計算する。

(違約金)

第１１条　乙は，前条１項第一号から第三号により契約を解除することになった場合は，残る契約期間の命名権料のうち10分の2に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに納入するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１２条 乙は，本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し，若しくは継承させ，又はその権利を担保に供してはならない。

（秘密保持）

第１３条 甲及び乙は，本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。

２ 前項の規定は，本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。 （疑義に対する協議）

第１４条 本契約の内容に関し，疑義が生じた場合には，甲乙の協議により解決するものとする。

（裁判管轄）

第１５条 本契約に関する訴えは，千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　　 年　　 月　　 日

甲　千葉市稲毛区弥生町１－３３

国立大学法人千葉大学

学長 （氏 　　　　　　名） 印

乙（住所）

（会社名）

（代表者名） 　　　　　　　　印